

条例案中間案に対する執行部からの意見及び対応（案）

No.	該当箇所	提出部局等	意見	対応（案）
1	条例の題名	子ども・福祉部	条例の名称（仮称）については、「差別を許さない」という表現より、「目的」や「基本理念」の内容を鑑みて「差別を解消し」などの表現の方がいいのではないかと思います。	御意見も踏まえ、条例の題名について改めて委員間討議を行います。
2	第3条（基本理念）・ 第7条（事業者の責務）	雇用経済部	「人権が尊重される三重をつくる条例」では、「県民等」に含まれていた「事業者」について、「事業者ならではの役割もある」として「県民」とは別建てで規定するとしている。そのため、 <u>「事業者」の定義を示す必要がある</u> 。	<p>本条例では、「事業者」は、第3条（基本理念）及び第7条（事業者の責務）においてのみ規定していますが、既存の県の条例においても、基本理念や訓示的な責務・役割等においてのみ「事業者」を規定している場合は、あえてその定義を設けていない例がほとんどであることから、本条例においても「事業者」の定義は設けていません。</p> <p>なお、本条例における「事業者」は、一般的な意味の「事業者」として、「国、地方公共団体等を除く、商業、工業等の事業を行う団体や個人」を想定しており、その点は、逐条解説（条例案中間案における第3条（基本理念）の【解説】部分）において記載することとします。</p>

No.	該当箇所	提出部局等	意見	対応（案）
3	第12条(相談体制)	子ども・福祉部	<p>(第1項関係)</p> <p>相談対象事案については、誹謗中傷などの人権侵害行為について、どのような内容が対象となるか、具体的に示される必要があります。</p>	<p>相談の対象は、人権侵害行為を含む人権問題としていますが、「人権侵害行為」及び「人権問題」については、それぞれ第2条第3号及び第4号において定義しており、想定される具体例は逐条解説(条例案中間案における第2条の【解説】部分)において示すこととしています。</p> <p>さらに、具体的にどのような行為が「人権侵害行為」に当たるかについては、様々なケースが考えられるため一律の基準を示すことは困難ですが、人権に関する法令の規定や裁判例、法務省の人権侵犯事件調査手続きでの対応例、学説等を踏まえることになると考えられ、その点も逐条解説に記載することとしています。</p>
4	第12条(相談体制)	子ども・福祉部	<p>(第1項関係)</p> <p>「それぞれの事案に応じた県の機関」が適切に対応できるよう、一元的に対応を支援する仕組みが必要です。</p>	<p>県の各相談機関での対応を支援する仕組みの構築を含む相談体制の具体的な運用の在り方については、条例施行後に執行部内で調整いただくべきことと認識していますが、特別委員会としては、人権施策の主管部局である環境生活部において、相談対応者への研修など、県の各相談機関への一定の支援が行われるものと期待しています。</p>

No.	該当箇所	提出部局等	意見	対応（案）
5	第12条(相談体制)	子ども・福祉部	<p>(第2項関係)</p> <p>「調査」「関係者間の調整」において、相手方の氏名、連絡先など個人情報の収集や取り扱いについて整理する必要があります。</p>	<p>相談対応における「調査」や「関係者間の調整」は、相手方等の協力を得て行うことが前提であり、その意に反して個人情報を収集することは想定していません。ただし、相談者からの情報提供により相手方等の個人情報を覚知することは考えられますが、それは三重県個人情報保護条例第7条第2項第8号に基づき本人からの収集の原則の適用を除外する事項として三重県情報公開・個人情報保護審査会が答申した内容に係る類型事項に該当するものであり、適切な相談対応の範囲内でその個人情報を利用する（相談者の要望により相手方等に事実確認等のための連絡をするなど）ことも許容されるものと考えられます。</p> <p>相談対応の中で把握した個人情報については、他の業務に係る個人情報と同様に、三重県個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱われることが必要であると考えられます。</p>

No.	該当箇所	提出部局等	意見	対応（案）
6	第 12 条(相談体制)	雇用経済部	<p>雇用経済部が所管する「労働相談室」では、労働問題に係る相談を受け付けているが、労働問題にかかる差別事案が発生した場合には、職業安定法、労働基準法、障害者雇用促進法等の規定に基づき、三重労働局（労働基準監督署、ハローワーク）が調査・指導等を行うこととなっている。そのため、次のとおり【解説】に追記を行う（下線部分）。</p> <p>P20〔第 2 項関係〕 6 「調査」</p> <p>相談対応における「調査」には、事実関係を明らかにするための様々な取組が想定され、<u>可能な範囲において、相談者に対する事実経過に関する聴取り</u>・・・・・・・・</p>	<p>第 12 条第 2 項関係の【解説】 4 で示しているとおり、「「調査」(……) は、「必要な対応」の例示であり、それぞれの事案に即して(……)、相談を受けた機関が適切な対応を選択することになると考えられることから、相談対応として調査を実施するかどうか、また、調査を実施する場合に具体的にどのような取組を行うかは、関係法令の規定等も踏まえ、各相談機関において判断されることを想定しています。</p> <p>また、同項関係の【解説】 6 は、「調査」という概念に含まれると考えられる具体的な取組を例示したものであり、ここに記載された取組を必ず行うことを求めるものではありません。</p> <p>よって、御指摘の追記を行う必要はないと考えます。</p>

7	第 14 条（助言、説示及びあっせん）	雇用経済部	<p>No. 6 と同様の理由により、P27〔第 1 項・第 3 項関係〕4「助言、説示又はあっせんを行うことが適当でない」と認められるとき」に次の項目を追加。</p> <p><u>「関係法令等で、関係する調査やあっせん等を行う機関が知事以外とされている場合」。</u></p>	<p>御意見を踏まえ、法令に基づくあっせん等の対象事案は、本条例に基づく紛争解決体制と類似した仕組みにより、より専門性のある対応が期待でき、本条例に基づく申立ての対象から除外することが適当であると考えられることから、第 13 条第 4 項に第 3 号として、次のような内容を加えることとします（第 4 号以下は繰り下げ）。</p> <p>三 法令（民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）を除く。）に基づくあっせん、調停又は和解の仲介の申請等を行うことができる紛争に関するものであること。</p> <p>なお、あっせん等ではなく、申請等によらず国の機関等が指導、勧告等ができるというような法令上の仕組みについては、本条例に基づく紛争解決体制と類似の仕組みとはいえないため、除外の対象とはしないこととします。ただし、相談対応において、そのような仕組みの利用を勧奨することを妨げるものではありません。</p> <p>また、同項の【解説】9として、次の項目を追加することとします（原案の 9 以下は繰り下げ）。</p>
---	---------------------	-------	---	---

No.	該当箇所	提出部局等	意見	対応（案）
				<p>9 「法令（民事調停法（……）を除く。）に基づく あつせん、調停又は和解の仲介の申請等をする ことができる紛争に関するものであること。」</p> <p>「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」 に基づくあつせん、「雇用の分野における男女の均 等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に基 づく調停、「独立行政法人国民生活センター法」に基 づく和解の仲介などの法令に基づくあつせん等 は、本条例に基づく紛争解決体制と類似する仕組 みであり、より専門的な対応が期待できることか ら、それらの申請や申立てをすることができる紛 争に関する事案については、本条例に基づく申立 ての対象から除外することとしています。</p> <p>なお、民事調停法に基づく調停は、その対象が 「民事に関する紛争」と広範に過ぎること等を考 慮し、その対象となる事案を除外することとはし ていません。また、法令に基づく仲裁についても、 あつせん等より裁判に類似した仕組みであるた め、その対象となる事案を除外することとはして いません。</p>